

大規模自然災害等緊急時の対応

平時 (事前準備段階)

1. 県生協連と会員生協との緊急時連絡手段は下記のとおりとします。
MCA 無線機は災害時に取り出すことが可能な施設・場所で保管し、通信訓練を行います。
 - (1) 固定電話
 - (2) FAX
 - (3) 携帯電話および携帯電話の電子メール
 - (4) E-mail
 - (5) MCA 無線 (800MHZ デジタル機)
2. 夜間・休日時など MCA 無線機が手元がない場合に備え、携帯電話の電子メールも連絡手段のひとつとします。会員生協連絡窓口担当 (3～4名) を決めておき、通信訓練を行います。

発災後 (初動段階)

1. 事務局職員は、速やかに県生協連事務所 (ユーコープしずおか県本部事務所) に参集します。
2. 事務所の使用可否をユーコープしずおか県本部と協議のうえ判断し、対策本部の設置を決定します。
3. 情報伝達ルートを構築します。
【連絡先】
 - (1) 生活協同組合ユーコープ本部
 - (2) 日本生協連本部
 - (3) 会員生協
 - (4) 県生協連役員
4. 会員生協の状況把握を行います。
【状況把握項目】
 - (1) 人的被害状況
 - (2) 施設 (本部および事業所等) の被害状況
 - (3) 事業継続の可否
 - (4) 応援要請の有無、応援内容
5. 緊急災害用ラジオなどにより情報収集を行います。
【情報収集項目】
 - (1) 道路・鉄道などの交通状況
 - (2) 電気・ガス・水道・電話などの状況
6. ユーコープしずおか県本部と連携し、静岡県災害対策本部 (静岡県庁別館 4 階)、災害ボランティア本部 (静岡県総合社会福祉会館 2 階) に参集し、情報収集・ネットワークを構築します。